

議案第68号

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和48年守谷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「危険な状態」を「危険状態」に改める。

第5条中「（次条において「雑草等の除去」という。）」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第68号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、あき地の所有者による雑草除去の委託件数が大幅に減少している実態を踏まえ、本来の所有者責任に基づく自主管理を推進し、効率的な事務執行を図るため、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(所有者の責務) 第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が<u>危険状態</u>にならないように努めなければならない。 (除草等の命令) 第5条 市長は、あき地が危険状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者又は管理者に対し、雑草又は枯草の除去_____に<u>必要な措置を命令することができる。</u> (削除) (委任) 第6条 (略)	(所有者の責務) 第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が<u>危険な状態</u>にならないように努めなければならない。 (除草等の命令) 第5条 市長は、あき地が危険状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者又は管理者に対し、雑草又は枯草の除去<u>(次条において「雑草等の除去」という。)</u>に<u>必要な措置を命令することができる。</u> <u>(雑草等の除去の委託)</u> 第6条 <u>あき地の所有者又は管理者は、自ら雑草等の除去をすることができないときは、市長にこれを委託することができる。</u> (委任) 第7条 (略)